

小山市中小企業産業財産権取得支援事業補助金について

Q：対象者はどのようなものですか？

A：市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小企業者が対象となります。

Q：対象事業はどのようなものですか？

A：特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得事業となります。

Q：補助対象経費はどのようなものですか？

A：出願料、審査請求料、評価請求料、特許料、登録料、弁理士手数料、先行技術調査料等になります。

Q：補助率はどれほどですか？

A：対象経費の1/2以内（限度額40万円）になります。

Q：海外で取得した産業財産権は補助金対象となりますか？

A：海外で取得した産業財産権については補助対象外となります。なお、海外での特許取得については栃木県の制度が利用できる可能性があります。

Q：共同出願した場合は、補助金の額はどのようになりますか？

A：取得費用の負担割合による按分によって補助金額を決定します。

Q：申請期限はありますか？

A：産業財産権取得後60日以内に申請をお願いいたします。

Q：補助金交付申請は、1申請者につき、1年度において1回限りですか？

A：同一の技術等に関するものでなければ、産業所有権を取得するたび申請が可能です。